

上天高第1853号
平成25年3月27日

指定地域密着型サービス事業者
指定地域密着型介護予防サービス事業者 } 様

上天草市高齢者ふれあい課長

指定地域密着型サービス等に関する基準を定める条例の制定について（通知）

日頃より本市の介護保険行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」の施行による介護保険法の一部改正に伴い、従来、厚生労働省令で定められていた地域密着型サービス等に関する基準について、市の条例で定めることとされました。

本市では、平成25年第2回（3月）市議会定例会において当該条例案が可決されましたので、平成25年4月1日より施行します。

つきましては、上天草市ホームページに当該条例を掲載しておりますので、十分にご確認の上、管理者、従業者等の関係者に対し、周知徹底をお願いします。

記

1 制定した条例

条例名	対象サービス
上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年上天草市条例第15号)	<ul style="list-style-type: none">・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・ 夜間対応型訪問介護・ 認知症対応型通所介護・ 小規模多機能型居宅介護・ 認知症対応型共同生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・ 複合型サービス
上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (平成25年上天草市条例第16号)	<ul style="list-style-type: none">・ 介護予防認知症対応型通所介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護

2 条例制定の考え方

原則として、厚生労働省令が定める基準と同じ内容を規定していますが、一部、本市独自の基準を規定しています。

3 本市独自の基準

(1) サービス提供記録等の保存期間を5年間とする。

厚生労働省令では、サービス提供記録等の保存期間について、その完結の日から2年間保存しなければならないと規定されていますが、市条例では、その保存期間を5年間とします。

【考え方】

指定地域密着型（介護予防）サービス事業者が不適切な請求に基づき介護報酬を受領した場合、市は保険者として返還請求を行います。このとき、市の返還請求権は、地方自治法の規定により5年間で時効となりますが、厚生労働省令では、サービス提供記録等の保存期間を2年間としており、市が返還請求を行ったときに、検証すべき記録等が存在しない可能性があります。そのため、条例を制定するにあたって、サービス提供記録等の保存期間を5年間と規定し、返還請求権との整合を図りました。

4 ホームページ掲載場所

上天草市ホームページ → 市民の方へ → 行政情報 → 健康福祉部 → 高齢者ふれあい課 → 管理係 → 「指定地域密着型サービス等に関する基準を定める条例の制定について」

問い合わせ先

上天草市役所高齢者ふれあい課

担当 米田

TEL 0969-28-3360

FAX 0969-56-0747